

第3章 基本目標と施策

- 1 子どもの権利を守るための支援
- 2 子どもの学びと育ちへの支援
- 3 特別な支援を要する子どもや家庭への支援
- 4 母性並びに子どもの健康の確保と増進
- 5 働きながら子どもを育てる人への支援
- 6 子どもや子育てに配慮した生活環境の整備
- 7 地域における子育ての支援

第3章 基本目標と施策

1 子どもの権利を守るためにの支援

【本市の取り組み状況】

子どもには生まれてきた時にすでにもっている「権利」があります。その権利を守るために、国連で1989年に「子どもの権利条約」が採択され、日本は1994年に批准しました。

本市においては、平成6年にしてすべての市民が差別されることなく安心して暮らすことができるまちをめざした「倉吉市部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定し、この中に「子どもの人権保障の実現」を人権課題のひとつとして位置付けました。

保育所・認定こども園、学校において人権同和保育・教育に取り組むとともに、自治公民館や保護者会等の地域、社会教育団体、職場等、あらゆる機会をとらえて人権同和学習や普及啓発の取り組みを行っています。

また、いじめやその他青少年の問題について、平成26年7月に倉吉市青少年問題対策協議会等条例を制定し、青少年問題対策協議会に加え、いじめ問題検証委員会を設置して対処していくこととしました。

子どもたちが、人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情をもって育てられ、一人ひとりが健やかな成長を保障されるためには、子どもの権利条約の精神に学びながら、子どもの人権についての普及・啓発や地域社会における子どもたちの参画を一層進めいく必要があります。

1-1 子どもの権利についての普及・啓発、自主自立への支援

【現状と主要課題】

【現状】

子どもは、誕生した瞬間から、家族の大切な一人であると同時に、社会にとっても次代を担うかけがえのない存在として大切にされている一方で、保育所、認定こども園、学校等において、親等の大人が子どもの都合より自分の都合を優先させてしまう事例が見受けられる。

倉吉市内における、児童相談所の児童虐待対応件数は近年は年平均7件程度で推移していますが、虐待と認定されないものの、子どもを放置して外出する、適切な衣食住を与えない、毎日のように子どもを大声で叱ったりする等の不適切な養育に係る相談や通報件数は増加の傾向を示しています。

また、いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格に重大な影響を及ぼすものです。本市においては、小中学校のいじめの報告件数は、平成24年度に対し平成25年度は約3分の1まで減少しているものの、いじめ自体は引き続き発生しており、一部には陰湿なものも発生している状況があります。また、情報化の進展の中でインターネットを介して行われるケースも年に数件報告があります。

不登校については、本市の出現率は、平成25年度に小学生においては0.75%、中学生については3.88%といずれも鳥取県や全国平均と比べ高い状況となっています。

【主要課題】

- ① 全ての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の精神に学びながら、人権同和学習等を通じて啓発に努めるとともに、成長段階に応じた学習を通して、子ども自身が自分や人を大切にする取り組みを充実していくことが必要です。
- ② 豊かな人間性や社会性を育み、将来の自主自立する力を育てていくため、地域や子どもが関係する機関、施設等の見守りや、子どもが安心して活動ができる居場所の提供等により、成長段階に応じて自らが主体的に考え方行動できるよう支援していく必要があります。

【具体的な施策】

① 子ども自身が学習するための支援

子どもたち自身が「子どもの権利」について理解できるよう、発達段階に応じた学習や啓発を行います。

② 子どもに関わる大人の人権意識の向上

子どもの生きる権利と子どもの最善の利益を考慮するという視点を踏まえ、子どもの権利条約の理念や精神をもとに、条約の内容が広く理解されるよう、啓発活動及び人権学習を推進します。

③ 子どもの人権相談ネットワークの設置

子どもの人権に関する相談窓口体制を整備するとともに、関係する機関や団体、地域社会が連携して子どもの保護・救済に向けた取り組みを行うため、児童相談所、児童福祉施設、民間団体等と相互に連携を図ります。

④ 子どもの居場所づくり

児童館・児童センターや公民館を活用し、子どもたちが安心して過ごせる場所の提供や青少年を対象とした事業への子どもの参画を働きかける等、地域の中で主体的に活動できる場の充実を図るとともに不登校やひきこもり、非行等により地域の中で孤立しがちな子どもたちが出かけられる場や集える場をつくります。

⑤ 自主的な学習・活動の場

子どもたちが主体的に活動できる場として、児童館・児童センター、放課後児童クラブの充実を図るとともに、各種取り組みの中で、子どもたち自らが学習し、活動する機会づくりを推進します。

【主要事業の内容】

事 業 名	事 業 内 容	所 管 課
人権同和保育の推進	子ども一人ひとりを大切にし、子ども同士がお互いを認め合い、尊重し合い、そして助け合える子どもに育つための保育に取り組みます。	子ども家庭課
保育所・認定こども園職員人権同和保育研修の実施	保育士・幼稚園教諭等の人権同和保育研修を引き続き実施し、指導力の向上を図ります。	子ども家庭課

学校活動等での人権同和教育の推進	学校、児童館等で子どもの権利条約に基づいた、人権・同和学習や啓発を行う。	学校教育課 子ども家庭課
中学校区同和教育研究会	市内5中学校区毎に、それぞれ就学前教育部会・小中学校部会・社会教育部会の3部会に分かれ、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい認識を広げるための実践活動を行う。	学校教育課
人権同和教育の推進	保育所、認定こども園の保護者会、小・中学校PTA、自治公民館が中心となり学習会の取り組み、研修会への参加等、人権同和教育を推進する。	子ども家庭課 学校教育課 人権政策課
教職員人権同和教育研修の実施	教職員の人権同和教育の研修を充実させ、人権課題の現実に学び、資質と指導力の向上を図ります。	学校教育課
部落解放研究倉吉市集会	部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けた取り組みや、人権を大切にする学習と実践を深め合う「市民集会」を開催する。	人権政策課
倉吉市青少年問題対策協議会の開催	いじめその他青少年の問題について協議を行う。	学校教育課
関係機関・団体等との連携	児童相談所、児童福祉施設、民間団体等と連携し、人権侵害を受けている子どもの救済を図る。	子ども家庭課 学校教育課

2 子どもの学びと育ちへの支援

【本市の取組み状況】

就学前における幼児教育は、生涯にわたる人間としての健全な発達や社会の変化に主体的に対応し得る基礎を培う重要な役割を担うといえます。

本市では、子どもの誕生から就学に至る過程で子どもが心身ともに健やかに育つよう、子育て関係機関や地教育関係組織の機能を活用し、子どもとその家庭に対する切れ目のない支援の充実に取り組んできました。

学校教育は、児童生徒が共に学び楽しく学校生活を送ることを通して夢や希望を持ち、生涯にわたりその実現に向けて努力する態度や能力の基礎を育むことをねらいとしています。

本市学校教育においては、地域の特性を活かしながら各校が特色ある充実した教育活動を開催し、学力の向上や豊かな心とたくましい体づくりをめざし、故郷に誇りと愛着をもつことのできる子どもの育成に努めてきました。

また、知識・技能の習得とそれらを活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力の育成、言語活動、道徳教育、体験活動の充実等の教育活動も積極的に取り入れ、あらゆる教育活動をとおして本市の子どもたちの「生きる力」を育むことに努めてきました。そして、優しさや思いやり、人とのつながりの中に豊かさを感じる心を持ち、前向きに努力していくとともに困難なことでも耐える力と、新たなことにチャレンジしていく力をもつ子どもの育成に取り組んできました。

今後も家庭と連携した取組、また地域の人が学校運営に参画する体制づくりを推進（横の連携）するとともに、保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携（縦に連携）を深め、幼児期から一貫した支援の充実に努めていくことが必要です。

2-1 子どもの生きる力を育成する教育や保育の充実

【現状と主要課題】

【現状】

- ① 幼児期の教育は、子どもの基本的な生活習慣や感受性を育て、情操や道徳性、規範意識の芽生えを培い、＝学習意欲や態度の基礎となる工期真や探究心を養い、思考力、判断力、表現力の芽生えを促すなど、小学校以降における「生きる力」の基礎や生涯学習にわたる人アック形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。
- ② 小学校、中学校の全国学力学習状況調査や全国標準学力テスト等の結果では、基礎・基本に関する学習内容について、本市の教育水準は概ね維持されている状況と言えます。

今後は、基礎的・基本的な知識・技能とともに、それを活用して問題解決を図るために必要な思考力、判断力、表現力などを身に付けることが求められています。

- ③ 不登校児童生徒の割合は、小学校、中学校とも全国平均よりやや高い状況が続いています。

【主要課題】

- ① 幼児期の教育を担っている幼稚園教諭や保育士等には、幼稚園教育要領や保育所保育指針の趣旨や内容を踏まえ、教育・保育内容、指導・援助方法の工夫改善に努めながら、幼児一人ひとりの内面にひそむ芽生えを理解し、その芽を引出伸ばすために、幼児の主体的な活動を促す適切な環境を計画的に設定するなどの専門性を高めることが求められています。
- ② 児童生徒の学力に関しては、知識・技能を活用する思考力、判断力、表現力などの育成に課題があり、児童生徒の実態を踏まえて、指導方法などの工夫改善を図ることが必要です。
- ③ 不登校、問題行動等の対応については校内及び関係機関も含めた相談体制を充実させ、早期対応及び未然防止に努めていく必要があります。
- ④ 家庭・地域・学校の役割を明確にしながら地域が学校運営に参画するとともに、児童生徒が地域での活動に積極的に参加する等の取組が求められています。

【具体的な施策】

① 幼児教育の充実

保育所・認定こども園は子どもの健やかな成長を育む場として、教育・保育の質の向上に努めるとともに、子どもや子育てについての地域の中核的なセンターとして機能させ、子育て家庭や地域の教育力の向上を図ります。

② 保育所・認定こども園と小学校との連携

保育所・認定こども園と小学校の連携を充実させ、基本的生活習慣の定着や規範意識の育成及び他者との関わり等幼児期の教育を図ります。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、教職員や子ども同士の交流により、保育・教育内容の相互理解及び指導の在り方についての研究を行います。

③ 学力向上の推進

基礎的な知識及び技能を習得させ、それらを活用して課題解決するために必要な思考力、判断力を育むとともに主体的に学習に取り組む態度を養います。

また、そのための教員の資質、指導力の向上をめざして、授業研究会や関係機関と連携した研修を推進し、わかる授業を実践するとともに、細やかな指導を行う体制づくりに努めます。

④ 豊かな心・たくましい体の育成

読書活動や体験活動を積極的に推進するとともに、人権同和教育や道徳教育の充実を図り、豊かな心を育成します。

運動や健康・安全についての理解を深め、健康の保持増進のための実践力と体力の向上を図ります。

⑤ 倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成

子どもたちが倉吉の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、倉吉のよさを子どもたちに伝えるため、地域の特色を生かし、人材や歴史、自然等の財産を使い、子どもたちが倉吉を「知る・楽しむ・育む」ことのできる取組を推進します。

⑥ 家庭・地域と連携した開かれた学校づくりの推進

保護者や地域に積極的に情報を公開するとともに、学校評価をさらに充実させ、各校が創意工夫のもと地域の実態に応じた特色ある教育活動を展開し、活力ある学校づくりができるよう地域の人が学校運営に参画する体制づくりを推進します。

⑦ 特色ある学校づくりの推進と研究団体等への教育助成

児童生徒、地域の状況に応じた特色ある学校づくりを推進します。また、学校や地域がより一層輝きを放つために教育研究を推奨するとともに、研究団体等への援助を行います。

【主要事業の内容】

事 業 名	事 業 内 容	所 管 課
実態把握のための諸検査の実施	その年度の指導に生かすため、4月に児童生徒の学力や学習への取組状況を把握するための検査を実施している。	学校教育課
市教育委員会計画訪問の実施	小中学校の現状を把握し、施策に反映させるため計画訪問を実施し、表簿検収・授業参観・教職員との意見交換を行う。	"
各種加配教員の配置	小中学校の抱える様々な課題を克服するため、定数に加えて、必要な加配教員を配置する。	"
各種研修会による教職員の指導力の向上	市・県教育委員会や関係諸機関の開催する研修会に参加し、それぞれのレベルに合わせ、専門知識や指導力の向上を図る。	"
地区学習会	同和地区を有する小・中学校において、家庭・地域・学校の共同運営による地区学習会を推進していく。	"
赤ちゃんと小中学生とのふれあい事業の推進	児童生徒に、赤ちゃんとのふれあいをとおして、自身の成長を振り返り、親への感謝の気持ちを育むとともに、自己肯定感を培うためにふれあい事業を推進していく。	学校教育課 子ども家庭課
命の教育学校出前講座の開催	小学校の児童と保護者を対象に、「命の大切さ」について各学年に応じた内容で、助産師、保健師が学校に出向き話ををする。	保健センター
地域の人材等を活用した体験活動の推進	専門的な知識を持つ地域の人材を、「総合的な学習の時間」や学校行事の指導者として活用することにより、体験活動の推進を図る。	学校教育課
福祉施設等を活用した体験学習の実施	保育所、認定こども園、高齢者入所施設等と連携し、乳幼児や高齢者とふれあう機会をつくる。	学校教育課 子ども家庭課 長寿社会課
朝の全校一斉読書の実施	児童生徒の「本離れ」に対応し、読書のきっかけ作りとするために、市内の全小中学校で行う。	学校教育課

図書館司書・司書教諭の配置	全小中学校に配置し、学校図書館経営の充実を図っている。図書館が学校の情報センターとして機能できるよう市・県教育委員会による研修や自主研修により力量の向上に努める。	学校教育課
児童生徒舞台芸術鑑賞事業の実施	本物の舞台芸術を鑑賞する機会を児童、生徒に提供し、文化芸術に親しみ、豊かな心を育む。	"
アートスタート活動の支援	未就学児の豊かな感性と創造性を育むため、作品鑑賞、創造体験、公演鑑賞等の機会を提供する団体を支援します。	子ども家庭課
鳥取県中部子ども支援センターの開設	学校に行きたくても行けない、教室での学習に参加できない児童生徒を対象に、自立や学習の援助・相談活動を通して、学校・教室への復帰を支援するため、中部地区1市4町で協力して開設する。	学校教育課
不登校対応教員の配置	不登校対応加配教員を配置することにより、不登校児童生徒及び保護者を支援する。	"
スクールカウンセラーの配置	児童生徒の臨床心理・教育相談に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを中学校に配置し、生徒等へのカウンセリングを通じ、不登校やいじめ、暴力行為等の生徒指導上の諸問題の解決・改善に資する。併せて中学校区内の小学校への支援を行う。	"
心の教室相談員の配置	学校教職員以外の第三者的な存在となり得る「心の教室相談員」を中学校に配置し、生徒の学校への適応を援助したり、生徒達が抱えている悩みを気軽に聞いたりすることで、不安、ストレス等を和らげる。	"
教育相談員の配置	学校教職員以外の第三者的な存在となり得る「教育相談員」を小学校に配置し、児童や保護者が抱えている悩みを気軽に聞いたり、話し相手になったりすることで、不登校の早期発見、未然防止等に資する。	"
スクールソーシャルワーカーの配置	いじめ、不登校など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うためスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。	"
学校内外での外遊び、業間体育等の推進	学校内外での外遊び、学校での業間体育等を推進し、運動が日常化する取組を実施する。	"
不審者対応及び登下校時の安全確保の推進	不審者等への対応訓練、交通安全教室等の開催により、自分の安全を自分で守ることのできる児童生徒の育成を図る。通学路の安全点検、安全対策を関係機関と連携して実施する。	"
健全な心身の育成をめざした給食食育の充実	各学校と連携を図り、計画的に「食に関する指導」を実施すると共に、就学時前の児童への指導も各施設、保育所・認定こども園等と連携をとりながら行う。	学校給食センター

学校給食の衛生管理の徹底と保護者・地域社会との連携	安心・安全な学校給食を提供するため、学校給食衛生管理基準に沿って、施設・設備の改善、調理従事者の衛生管理意識の向上を図る。 食物アレルギーのある児童生徒への除去食、代替食の実施と食物アレルギー事故を防止するため食物アレルギー対応マニュアルを作成する。 親子で学ぶ食の教室、試食会を通して保護者への健全な食生活の啓発、地域各種団体への講演、学校給食展の開催など学教給食を通して市民に食への理解を深める取り組みを行う。	学校給食センター
郷土読本「私たちの倉吉」・「くらよし風土記～倉吉学入門～」の活用	小学校で「私たちの倉吉」を、中学校で「くらよし風土記～倉吉学入門～」を副読本として活用し、倉吉のことが語れることができる人づくりに取り組む。	学校教育課
倉吉市小中学校リーダー会議（淀屋サミット）の開催	児童生徒代表が本市指定文化財「倉吉淀屋」に一堂に会し、地域のためにできることを話し合うことで、本市に愛着を持つとともに、まちづくりに貢献していくこうとする態度を養うためにリーダー会議を開催する。	"
「菜の花」プロジェクトなど学校と地域が連携した取組の推進	淀屋サミットで話し合われたことをもとに、学校が地域と連携した取組を行い、まちに誇りと愛着を持つ子どもを育成していく。	"
全市一斉学校公開の実施	期間を設定し、春・秋2回の学校公開を行う。来校者によるアンケート結果を学校運営の改善に生かす。	"
教育を考える会の実施	「児童生徒の健全育成」が地域ぐるみの取り組みとなるよう地区ごとに開催する。	"
学校評価の実施と活用	学校が、学校評価を実施し、その結果を保護者や地域住民等に説明・公表することにより、学校、家庭、地域が一体となった開かれた学校づくりを推進する。	"
地域行事等での子どもの出番づくり	地区運動会等の各地域行事等で児童生徒の活動する場をつくり、主体的に地域への関わりを持つ取組を推進する。	"
地域学校委員会の開催	地域の住民及び保護者等の学校運営への参画等を進めることにより、学校と地域住民等との信頼関係を深め、地域及び学校がその教育力を相互に高め、ともに児童生徒の豊かな学びと育ちの創造を目指すために地域学校委員会を開催する。	"
学校ウェブページの効果的活用	各学校の取組や児童生徒の状況についてウェブページで公開し、開かれた学校づくりを推進する。	"
特色ある学校づくり推進事業	学校の特色ある取り組みを支援するため、その内容に応じて必要な経費の予算化を図る。	"
研究、文化体育活動への援助	児童生徒・教職員の活動を推進するため予算化し、補助を行う。	"

各種保育事業の実施	通常保育のほか、利用者のニーズに沿った保育を実施し、子どもの育成や子育て家庭への支援を行う。	子ども家庭課
保育所・認定こども園のオープンデーの実施	保育所、認定こども園において開放日を設け、未就園児を受け入れることで、各園の機能を地域に開放する。	"
関係職員の研修 (保育士)	保育職員の質の向上のため研修を行う。	"
倉吉市幼児教育研究会を中心とした連携強化	保育所・認定こども園長、小学校長等で構成した倉吉市幼児教育研究会を開催し、接続期の教育の在り方に重点を置いた研究を行い、保育所・認定こども園と小学校との連携の促進を図る。	学校教育課 子ども家庭課

2-2 家庭や地域の教育力の向上

【現状と主要課題】

【現状】

今日、家庭や地域の環境が大きく変化し、住民の連帯意識の希薄化や家庭の孤立化が進み、家庭や地域の教育力が低下しています。

【主要課題】

- ① 「家庭教育は全ての教育の原点」との認識のもと、家庭や地域の教育力の向上を図ることが必要です。
- ② 保育所、認定こども園、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支えあう環境づくりが必要です。
- ③ 地域において充実した社会教育活動が展開されるよう、施策の総合的な推進や環境の整備、充実を図ることが必要です。

【具体的な施策】

① 親としての基本的事項の習得

子どもの発達に応じた食生活や生活時間の配慮、子どもへの声かけや接し方等子どもに関わる基本的な知識や技術を習得するための情報提供や親教育の実践的な研修の機会を提供するとともに、家庭訪問等により状況に応じた個別支援を行います。

② 子どもの育ちに応じた家庭環境への支援

子どもの発達過程に応じた課題を乳幼児期、学童期等のそれぞれの時期に達成できるよう支援するため、育ちに応じた学習機会や情報の提供の充実を図ります。

③ 子育てにゆとりや楽しみがもてる環境づくりと情報提供

子育て支援センター事業や保育所・認定こども園のオープンデー等の事業のさらなる充実と連携を図り、子育て中の親子が集い、気軽に親同士が情報交換をしたり、子育てについての情報収集や技術を身につけることができる場づくりに積極的に取り組みます。

④ 子どもを見守る豊かな人間関係づくり

子どもが地域で安全に、安心して暮らせるよう、子どもをしっかりと見守る地域づくりには、まず、大人自らが日頃から正しい手本を子どもに示すとともに、地域の活動に子どもや子育て家庭が参加し、交流を行う中で、地域の絆を深めることが大切です。

【主要事業の内容】

事業名	事業内容	所管課
乳幼児健診時の栄養士・保健師による指導	子どもの発達に応じた食生活に関しては栄養士が、子どもの発達や育児に関する相談については保健師が指導を行う。	保健センター
家庭訪問による保健師等の指導	子育てに対する親の不安や負担を軽減するため、家庭訪問により、指導や助言をする。	"
家庭支援促進保育の実施	日常生活における基本的な習慣や態度の涵養等について、家庭環境に配慮した保育を推進する保育士を配置し、入所児童の処遇の改善を図る。	子ども家庭課

子育て支援センター事業の充実	地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、保育所の機能を活用して育児相談、指導、情報提供、子育てサークル等の支援などを行う。センター同士の連携・協力により、また、他の事業と連携してより充実した事業の展開を図る。	子ども家庭課
各種子育て講座の開催	母子保健事業で実施する講座のほか、保護者・祖父母等を対象とする保育所・認定こども園等での事業や学校での事業を実施する。	保健センター 子ども家庭課 学校教育課
育児教室（親支援プログラム）	保護者を対象に、子どもの発達を知り、子育てに対する不安の軽減を図ることを目的として各種教室を開催する。	保健センター 子ども家庭課 子育て総合支援センター
家庭児童相談室事業の充実	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉向上を図るために、家庭児童相談員を配置し相談業務を実施する。	子ども家庭課
保育所・認定こども園オープンデーの実施	保育所、認定こども園において開放日を設け、未就園児を受け入れることで、各園の機能を地域に開放する。	子ども家庭課
児童館（児童センター）事業の充実	子どもに健全な遊びの場を提供する。スポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開し、子どもに豊かな生活を提供できるよう事業内容の充実を図る。また、母親クラブへの支援のほか、親子で参加できるプログラムの充実を図る。	"
生涯スポーツ・レクリエーションの振興	市民が気楽にスポーツ・レクリエーションに親しめ、地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動の振興、無理なく気楽にできるニュー・スポーツの普及に努める。	生涯学習課
倉吉市青少年育成協議会事業の実施	青少年問題の持つ重要性に鑑み、広く市民の総意を結集し、次代の日本を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。（青少年の健全育成に関する事業）	"
倉吉地区少年補導センター活動の推進	各関係機関団体の親密な連携のもとに、非行化し、または非行化する恐れのある少年を早期に発見して適切な処遇を行うことにより、少年の健全育成に寄与することを目的として活動している。	"
主任児童委員、民生委員・児童委員との連携	地域で身近に子育ての相談や情報提供、見守りを行う。	子ども家庭課